

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例

平成 29 年 2 月 2 日
条 例 第 2 号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準については、藤井寺市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和54年藤井寺市条例第3号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。